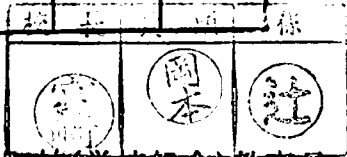


教育長	次 長	課 長	係

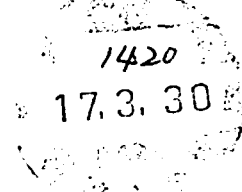
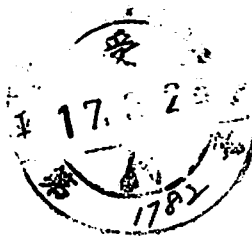


各市町村(学校組合)教育長

各 県 立 学 校 長

様

高 知 県 教 育 長
(公印省略)



3-2-0

16高教職第1419号
平成17年 3月24日

「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて(通知)」の一部改正について(通知)

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当については、条例、規則で定めるもののほか、平成13年12月18日付け13教職第449号「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて(通知)」によることとしていますが、平成17年2月2日付けの「教職員団体交渉の結果等について」でお知らせしましたとおり、手当の支給対象者の見直しを行うこととし、標記通知を一部改正し、別紙のとおりとしましたので取扱いにご留意ください。

また、各市町村(学校組合)教育委員会におきましては、貴管内の学校に対しても周知徹底をお願いします。

記

○主な改正内容

項 目	新	旧
支給対象となる地域	原則としてへき地等学校等の存する地域の中学校区の範囲	原則としてへき地等学校等の存する市町村又は隣接する市町村
上記地域の特例	中学校区に居住すべき適切な住居がない場合で中学校区外の最寄の住宅に居住する場合にあっては、市町村教育委員会等が認める場合にのみ支給が可能	無
支給対象となる住宅区分	いわゆる自宅の場合は該当しない	住宅区分は問わない
新規採用者(期限付職員を含む)の取扱い	異動には該当しないため、手当の対象とならない	手当対象として取り扱う
再移転の場合の取扱い	原則として自己都合による移転後の再移転は認めない	支給対象となる地域への再移転は認める
添付書類	住民票の写し 借家等の契約書写し	住民票の写し

○問い合わせ先

高知県教育委員会事務局
教職員課給与担当 野田・北村
(Tel 088-821-4731)

平成13年12月18日

各市町村(学校組合)教育長

様

各 県 立 学 校 長

高 知 県 教 育 長

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて(通知)

職員が学校若しくは共同調理場(以下「学校等」という。)を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(以下「異動等による移転」という。)において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地等学校等を指定する規則(平成16年教育委員会規則第2号)別表第1から別表第3まで又は県立学校職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和50年人事委員会規則第3号)別表第1若しくは別表第2に規定する学校等(以下「へき地等学校等」という。)に該当するときに支給されるへき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の支給については、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第15条の2及び第16条の3の規定により支給することとなりますが、この認定の基準等については、下記のとおり取扱うものとします。

なお、これに伴い「へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の取扱いについて(昭和50年4月21日付50義第75号、50教高第110号)」は、廃止します。

また、各市町村(学校組合)教育委員会におきましては、貴管内の学校に対しても周知徹底をお願いします。

記

- 1 原則として、へき地等学校等の存する地域の中学校区の範囲内へ住居を移転した場合に支給できるものとする(ただし、自宅に居住することとなる場合を除く。)。
- 2 当該異動の日から1年以内に住居を移転した場合に限り支給できるものとし、住居移転の日が当該異動の日から1年を超えている場合は、異動等による移転とは認めない。
ただし、病気休暇、休職又は天災地変等真にやむを得ない事情により住居の移転ができなかった場合はこの限りではない。
- 3 へき地等学校等の存する中学校区の範囲内に適切な住居がない場合にあつては、当該市町村又は隣接の市町村内に住居を移転した場合で、特に市町村教育委員会(県立学校にあつては学校長)が認める職員についても支給することができるものとする。

4 異動等による移転（支給要件に該当するものに限る。）の場合又は手当を受給している職員が住居を移転した場合若しくは住居の移転を伴わず新たなへき地等学校等へ異動した場合には、別紙様式により、すみやかに教職員課長まで届出なければならない。ただし、市町村立学校の職員にあっては、市町村教育委員会を経由するものとする。

5 この取扱いは、平成17年4月1日付け人事異動にかかるものから施行する。

平成17年4月1日 一部改正

へき地手当に準ずる手当及び特地勤務手当に準ずる手当の
取扱いについて（通知）にかかる留意事項等

高知県教育委員会事務局
教 職 員 課

- 1 通知の記1に記載する「自宅」とは、自ら居住するための住居を有償により借り受けているもの（以下「借家等」という。）以外の住居をいう。
借家等には、職員自らが契約を行った住居のほか配偶者等が契約をしている住居が含まれるものであること。
- 2 通知の記3に記載する「適切な住居がない場合」とは、借家等がない場合のほか、地域の一般的な住宅環境と比較し、建物の傷み等のために居住することに支障が生じるなど、居住する適切な借家等がない場合や、居住しようとする人員に適した規模、広さの借家等がない場合をいう。
- 3 異動等による移転に採用による移転は含まれない。
- 4 特に市町村教育委員会（県立学校にあっては学校長）が認める場合であっても、基本は中学校区に限られるので、中学校区外に居住する場合にあっては中学校区の最寄の借家等への居住が原則となること。
- 5 異動等による移転（職員が学校若しくは共同調理場を異にして異動し当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合）後に更に移転をする場合にあつては、その移転がやむを得ない場合に限り継続して支給できるものとし、自己都合による移転については原則として支給することができないこと。
移転がやむを得ない場合とは、借家等の修繕により転居を行う必要がある場合、災害等により借家等の転居を行う必要がある場合等をいうものであること。

へき地等学校等に勤務する職員の住居届

年 月 日 提出

任命権者 高知県教育委員会 様	学 校 名	(級地)			所属長印
	職員番号		氏名	印	
	職 名				
届出事由(該当事由にレをつける)					
☐ 1 新規(異動に伴い転居) ☐ 2 支給要件の喪失() ☐ 3 その他()					
現所属異動年月日	平成 年 月 日	移転年月日	平成 年 月 日		
現在の住居所在地					
前所属	所 在 地				
	学 校 名	(級地)			
前住居所在地					
現住居の種類					
☐ 公務員宿舍 ☐ 県・市町村営住宅 ☐ 借家・借間 ☐ その他()					
現住居の校区					
☐ 勤務校の存する中学校区内 ☐ 勤務校の存する中学校区外 (※市町村(県)教育委員会の特に認める者のみ支給が可能)					
申し立て記入欄					
※市町村教育委員会(県立学校長)記載欄 (現住居の校区欄で、中学校区外に居住する者で、中学校区内に居住すべき住宅がないなど、特に必要と認める場合に理由を記載する。)					
					市町村教育委員会教育(県立学校)長 印

- 1 移転年月日を確認するために住民票(写しでも可)を添付すること。
- 2 実際の移転年月日が、住民票に記載されている年月日と異なる場合にあっては、申し立て記入欄にその理由を記載すること。
- 3 自宅以外であることを確認するために、借家契約書等の写しを添付すること。
- 4 中学校区外に居住する者は、市町村教育委員会(県立学校長)が認める場合に支給が可能であること。

※県教委確認欄

課長	補佐	チーフ	係

平成 年 月 日

平成 年 月 日 から まで 支給する。